

令和6年第2回臨時会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和6年5月10日）

（午前9時56分 開会）

開会・開議宣告

○議長（本田加津子君） おはようございます。ただいまから、令和6年歌志内市議会第2回臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（本田加津子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、3番山崎瑞紀さん、7番下山則義さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（本田加津子君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期を、本日1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定いたしました。

諸般報告

○議長（本田加津子君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

三浦議会事務局長。

○議会事務局長（三浦悟君） 報告いたします。

この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案1件、報告4件であります。

次に、議長の報告でございますが、令和6年第1回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。
次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。
以上で報告を終わります。

○議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 5 号

○議長（本田加津子君） 日程第4 報告第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

おはようございます。

報告第5号専決処分の承認について、御報告いたします。

報告第5号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるとでございます。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行に伴い、歌志内市税条例も改正を要することになりました。

このため、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページへまいります。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、歌志内市税条例の一部を改正する条例。

次ページの本文にまいります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料の1ページを御覧願います。

第51条は、市民税の減免の規定でございます。職権による減免を可能とする規定の整備及び所要の文言を整理するものでございます。

第56条は、固定資産の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告の規定でございます。私立学校法の改正に伴い引用条文を整理するものでございます。

第71条は、固定資産税の減免、第139条の3は特別土地保有税の減免の規定でございます。職権による減免を可能とする規定の整備及び所要の文言を整理するものでございます。

附則第4条の2は、公益法人等に係る市民税の課税の特例の規定でございます。公益法人等に係る課税標準の計算を定める条文の全部を削除するものでございます。

附則第7条の5は、令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除、附則第7条の6は、令和

6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例、附則第7条の7は、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例の規定でございます。令和6年度定額減税の実施に伴い規定を整備するものでございます。

附則第7条の8は、令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除の規定でございます。令和7年度定額減税の実施に伴い規定を整備するものでございます。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の規定でございます。定額減税の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものとする規定の整備及び所要の文言を整理するものでございます。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定でございます。資料は2ページにわたります。再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、特例割合を7分の6とする規定の整備及び地方税法改正に伴い引用条文を整理するものでございます。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございます。認定長期有料住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できる規定の整備及び引用条文を整理するものでございます。

附則第11条は、土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義、附則第11条の2は、令和7年度または令和8年度における土地の価格の特例、附則第12条は、宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定でございます。適用期限の変更に伴い、規定を整備するものでございます。

附則第12条の3は、宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定でございます。根拠法の改正に伴う整備及び適用期限の変更に伴い、規定を整備するものでございます。

附則第13条は、農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例、3ページにまいりまして、附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例の規定でございます。適用期限の変更に伴い、規定を整備するものでございます。

附則第16条の3から、附則第20条の3までは、各種所得等に係る市民税の課税の特例の規定でございます。令和6年度定額減税の実施に伴い、規定を整備するものでございます。

以上で資料による説明を終わります。本文の附則に戻ります。

附則。

附則第1条は、施行期日でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、第56条の改正規定、令和7年4月1日。

第2号、附則第4条の2を削る改正規定。公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日。

第2条は、固定資産税に関する経過措置の規定でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） おはようございます。2点、質問いたします。

1点目は、今回、市民税関係の改正も専決処分していますが、これは地方税法の改正による自動的に改正される部分だけで、市町村の裁量により決定するような改正項目がなかったのか伺います。

2点目は、市民税の定額減税は多くの市民の方が該当すると思いますが、制度周知はどのようなことを考えているのか伺います。よろしくをお願いします。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 松井議員から、1点目の質問につきましては、制度的に今回の改正については、市のほうの独自の判断で、何か盛り込むようなことはなかったということで、通知のとおりということで御理解いただきたいと思います。

2点目の制度上の、今回、定額減税が主に今回の改正の中に条文の改正が図られております。これにつきましては、本議案議決後においての内容については、6月の広報において、大体で1ページ程度になろうかと思えますけれども、この内容について、定額減税課税者であろう、それから非課税者であろうということで、いろいろとその減額されるべき内容がいろいろありますので、それを図表にしながら、市民周知を図る計画でおります。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第5号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は、報告のとおり承認されました。

報 告 第 6 号

○議長（本田加津子君） 日程第5 報告第6号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

報告第6号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

専決処分の理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）の施行に伴い、歌志内市国民健康保険税条例も改正を要することになりました。

このため、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページへまいります。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

次ページの本文にまいります。

歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

歌志内市国民健康保険税条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては資料により御説明いたしますので、臨時会資料の4ページを御覧願います。

第2条は、課税額の規定でございます。後期高齢者支援金等課税限度額を22万円から24万円に引き上げるものでございます。

第25条は、国民健康保険税の減額の規定でございます。第2条の改正に伴い、減額後の課税限度額を引き上げ、軽減判定所得基準の5割軽減措置を29万円から29万5,000円に、2割軽減措置を53万5,000円から54万5,000円に見直しを行うものでございます。

以上で、資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則。

附則第1項は、施行期日でございます。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、適用区分でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 2点質問いたします。

1点目は、後期高齢者支援金の課税限度額が2万円引き上げられていますが、この内容は国民健康保険審議会に諮問したのか。また、諮問したのであれば、いつ諮問し、何回審議会が行われ、答申はいつ受けたのか伺います。

2点目は、昨年もだったのですけれども、限度額の改正を専決処分で行っております。昨年は私が議員になる前の専決処分の報告であったため、政令が改正されたら専決処分する旨の説明を議会に事前にされていたのか分からなかったため指摘はしませんでした。今年も事前説明もなく、限度額の改正を専決処分しています。政令の改正はあくまでも限度額の改正で、この金額以下で条例で限度額を決定するものです。この金額を超えて限度額を設定することはできませんが、この金額以下で、その市町村の実情に応じて限度額を決定するものだと思います。政令の限度額が決定されたからといって自動的に国保条例の限度額が改正されるものではなく、市町村の裁量も認められていると思います。実際に1年遅れで政令で定められた限度額の改正を行っている自治体もあります。

このため、限度額の改正は、以前は専決処分ではなく、議会の審議に付するため、議案として提案されていたと思います。政令の改正は、毎年年度末ぎりぎりになることから、不利益不遡及の関係で専決処分により改正を行っている自治体もありますが、そういう自治体は委員会や第1回定例会の終了後に理事者等から議会に対し事前に説明をしていると思います。本市でも本定例会の報告第7号の産業開発促進条例の一部改正の専決処分では、その改正内容と省令が改正され次第、専決処分する旨、2月の委員会で報告をされたと思います。

今回の限度額の改正は、議案による提案または専決処分するのであれば、議会に対し事前に

その内容を報告すべきであると思いますが答弁をお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） まず、1点目の審議会の開催でございますが、審議会の開催はしておりません。ただ、審議会の開催をしていないからといって、この内容が審議委員の方々に対して内容が周知されていないというわけではなく、今回限度額を引き上げるという内容については、事前に説明をしております、その中で限度額に対する引上げがするべきじゃないだとかという意見等々がございました場合は、その異議というか確認をして、問題があれば周知していただき、それから審議会を開催するような運びとしておりました。

なお、その部分において、審議会の部分まで事前に諮らなかつた理由といたしましては、審議会自体は市長からの諮問あって答申という形を受けていく形で審議会の会議の内容構成となっております。今現在、北海道の国保連合会においては、令和12年度に向けて保険料の統一ということに向かっております。それらの関係もございまして、その部分と限度額の一部を引き上げるという部分においては、常に同期を取っていきたいという考え方が本市の考え方として持っております。

2番目のちょっと関係との引っ掛かりもありますけれども、限度額を引き上げることによって軽減措置の判定基準も上がります。当市においては、限度額を引き上げることによって、中間層におけます保険料の減税という部分も、限度額をそのままにしていくとその部分が恩恵を受けられない方もおいでになりますので、それらを総合的に判断した結果、限度額の引き上げということを考えて今回提案させていただいたところです。

なお、限度額の引き上げにおいて該当する人というのは、今2世帯がございまして。それ以外に軽減税率のほうの軽減判定のほうに対応する世帯のほうが多くあるものですから、プラスマイナスということでいきますと、今回の引き上げについて、全体的には軽減になっているのかなど。

それらのことを踏まえながら、2番目の話でございましてけれども、当方といたしましては、昨年と同様なちょっと取扱いをさせていただいたということでもございました。今後は、我々としては、令和12年度に向けての国保料の統一というものが北海道全体でなっております。現在それらに向けて、今年秋ぐらいいまでは皆様方にそれらの手法というか、その方向性を示していきたいなという考え方でおりますので、そのときにおいて国保審議会においては、諮問という形で、審議委員のほうにお願いしようという計画を持ってたものですから、今回については規定的なレベルというちょっと押さえ方もございまして、委員会報告だとか議案という提案の出し方をちょっと考えていなかったというところでもございます。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 本市のような、今、広域連合ではなく、単独で国民健康保険事業を行っている場合については、保険の給付ですとか保険料の徴収、その他の重要事項については、国保運営協議会で審議を行うことになっております。一般的に限度額の引き上げは、この国保審議会に諮問し、答申を受けていると思います。ただ、本市の場合は、国保は広域連合に加入していることから、これに代わる組織として、条例により単独で国民健康保険審議会を設け、国保税の賦課及び徴収方法に関する事項は審議会にて審議することになっていると思います。

そこで、今回の賦課限度額の引き上げについては、この審議会の審議も議会の議案としての審査もせずに専決処分したことについて、手続き的に問題がないのか伺います。

あと2点目です。条例改正の手法ですが、税ではなく国民健康保険料についても、税と同じ

く、政令で後期高齢者支援金の限度額が22万円から24万円に引き上げられております。これに係る厚労省の通知では、限度額の引き上げについて、各市町村においては、これまで同様、それぞれの保険料賦課の実情に応じて引き上げの幅や引き上げの時期を判断することが可能であるとなっております。これからも政令の限度額イコール条例の限度額ではなく、市町村の実情に応じた裁量が認められており、同時期に改正された条例第25条の軽減判定所得の基準とは違い、自動的に市町村の限度額が決まるものではありません。このため、繰り返しになりますが限度額については、議案による提案または専決処分するのであれば、議会に対し、事前にその内容をすべきだと思いますが答弁をお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 限度額に関しましては、我々といたしましても全体的なことを考えた中で改正額に引き下げ、現状のままで行くべきなのか、どうなのかということは考えておりますけれども、その中で限度額というものについては、北海道全道の中の自治体においても、ほとんどの自治体において、その通知された金額に乗じて、そこまで引き上げているのが現状でございます。

その中で、ちょっと委員会のほうへ議案として扱うのか、それから専決として扱うのかという考え方がございましたけれども、我々としては4月1日から物事が進んでいるということがあったものですから、専決処分という形の中で、今回報告案件としてさせていただいたところでもあります。

ただ、その中での説明の部分で少ない、もしくはそれがなかったということは今後ちょっと改めた考え方で対応させていただきたいなと思います。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） これで3回目ですので最後の質疑になります。

現度額を引き上げるなということを行っているのではなくて、提案の仕方についてどうなのかということをおっしゃっております。今回は専決処分により既に改正されておりますので、今回の報告については、これ以上質問をしません、今後法定限度額が改正されることもあると思いますので、他の市町村を参考にするなどして、本市にはどのような手法が適切なのか、検討させていただきたいと思いますが答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 今回の提案に関しましても、周りの市町に対する確認をした中で、ほとんどの部分が専決もしくは報告という形になっていることがあったものですから、このような提案をさせていただいたところでございます。ただ、その専決、議案にする扱いにつきましては、そのときそのときのちょっと状況を判断しながら、より丁寧な提案の仕方ということも考えていかなければならないのかなというふうに考えております。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第6号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。
したがって、報告第6号は、報告のとおり承認されました。

報 告 第 7 号

○議長（本田加津子君） 日程第6 報告第7号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

報告第7号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

専決処分の理由は、本市における産業の開発及び促進を推進し、地域経済の活性化及び雇用機会拡大を図るため、歌志内市産業開発促進条例の改正を要することになりました。

本条例は、令和6年3月31日付で失効するため、事業者の不利益とならないよう、急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため専決処分したものでございます。

次ページへまいります。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、歌志内市産業開発促進条例の一部を改正する条例。

次ページの本文にまいります。

歌志内市産業開発促進条例の一部を改正する条例。

歌志内市産業開発促進条例（令和4年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料の5ページを御覧願います。

附則第4項は、この条例の失効を規定しており、本条例が令和6年3月31日付で失効となることから、当初、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法などにおいて、過疎地域の自治体が固定資産税の課税免除を行った際の減収補填措置の期間が延長となる予定であったため、本条例の失効日の延長を合わせて予定しておりましたが、新過疎法などの減収補填措置の有無を問わず助成措置を行うことによって、本市における産業の開発及び促進を推進し、地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、条例の失効規定を削除するものであり、失効によって事業者の不利益とならないよう急を要することから専決処分により改正をしたものでございます。

以上で資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、交付の日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

松井敬道さん。

○4番(松井敬道君) 1点質問いたします。

2月26日の行政常任委員会で、産業開発促進条例の一部改正についての報告がありました。その内容は、新過疎法の省令で定める地方税の課税免除等に係る減収補填措置が2年間延長される見込みだが、その省令の改正が年度末になる見込みなので、正式に省令が改正されてからでなければ条例改正ができない、したがって3月の定例会に議案としての提案ができないので、省令が改正されたら専決処分により条例を改正をしたいということでした。また、延長する期間も省令に合わせ2年間にするという事だったと思います。

しかし、今、提案説明いただいた内容は、新過疎法の省令による減収補填期間の2年間延長に合わせる予定だったが、国の減収補填措置に関わらず助成するため、期限を設けないことにして専決処分により条例改正したということだと思えます。それだと委員会で説明した内容と全然違うと思えます。

国の減収補填措置に関わらず助成するのであれば、新過疎法の省令改正を待つことなく3月議会で条例改正の提案ができたと思えますし、しなければならなかったと思えます。国の減収補填措置の改正時期や期間に合わせるため、省令の改正時期の関係で専決処分せざるを得ないと言っていたのに、省令の改正は関係ないということであれば、専決処分の理由にならないと思えます。3月に議案として提案すべきだったと思えます。なぜこのようなことになったのか、手続きとして適切だったのか答弁をお願いします。

○議長(本田加津子君) 東所産業課長。

○産業課長(東所勝則君) 今、松井議員からの1点、2月26日の行政常任委員会のほうで説明した内容と今回違うのではないかとということかなと、趣旨的には捉えておりますけれども、決してそういうわけではございませんでして、2月の常任委員会のときに、過疎法の改正が正式に決定次第、これに基づいて改正していくということでもございました。ただ、この改正が告知されたのは3月30日土曜日でございます。これを待っていると、今回、産業促進条例の条例自体、全てが失効してしまうという条例のつくりになっておりましたので、これに関しましては、この条例が失効しないために、まずは継続させるということが第一に考えたことでもございます。それは条例の目的を達成するため、提案理由でもございましたとおりでございます。そのため、所管のほうでは、ここでは、私どものほうでは、前日までに改正案を起案をして、改正をしたというのが時系列的なことになります。

その後、総務省令のほうで、省令が発布されまして、4月1日から執行させられるということで、これも3年間の延長になっております。多分、前回説明しているのは、過疎計画の期間内に合わせまして2年間の延長という説明があったと思うのですが、そういうことで今回あくまでもこの条例を失効しない、31日になってしまいますと徒過してしまいますので、失効しないために、そういった改正内容にしたということで、内容的には何も変えていないという状況でございます。

あと、多分、議員も分かると思えますけれども、この条例の対象者につきましては、第2項のほうで、過疎法の関係と第2項のほうの日本標準産業分類のほうで、全て業種は網羅している状況でございますので、いずれにしても減収補填の対象になる業種を定めているというのが実情でありますので、御理解願いたいと思えます。

○議長(本田加津子君) 松井敬道さん。

○4番(松井敬道君) 条例が失効になるからということですけども、私が言っているのは、最初は減収補填措置が延長されるので、その省令に合わせて、期間も延長するから、その改

正が3月末になるから、3月まで提案できないよということです。減収補填がされるされないに関わらずやられるということであれば、3月で提案すべきだと思うのです。なぜ自分たちが正式に議会に報告したことが守られないのか。それが法律も何も情勢が変わったものでないのに、2月下旬に報告したものが、なぜ3月下旬に変わるのか疑問です。期限を設けないことが適切でないということではなく、そうするのであれば3月定例会に議案として提案すべきものだった、すべき内容だと思います。専決処分する理由がありません。

そこで伺いますが、委員会に報告した2年延長から期限を設けないことに変更した理由と、なぜ3月定例会に議案として提案しなかったのか伺います。

○議長（本田加津子君） 東所産業課長。

○産業課長（東所勝則君） 申し訳ございません。繰り返しになりますけれども、専決処分のほうにしたというのは、あくまでも2月26日の行政常任委員会で報告している内容のとおり、当初の段階では、法律、省令の改正の正式決定を待って改正するという趣旨には、いずれにしても、その時点では変更がございません。ただ、それを待っていますと、先ほども申しましたけれども、3月30日土曜日という実態、これは後から分かった話ですけれども、ということであれば、黙っていれば、当然これ条例が失効してしまいますので、それを避けるということがまず大前提という取扱いをさせていただいたというのが、常任委員会のほうで言った内容とは変更になりますけれども、それは条例を失効しないということが最善でやった対応だったということに御理解を願いたいと思います。

もう一つは、期限なしにということをございますけれども、これもちょっと繰り返しになりますけれども、あくまでも当初の考え方としては、総務省令の省令の改正を待って行うということをございましたので、それに合わせるという考え方でございましたので、その分に関しては理解を願いたいと思います。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 省令の改正に合わせて期間も合わせるから、省令が改正してからでなければ専決処分できないということだったのです。それが省令の改正に関わらず延長するのであれば、3月定例会で議案で出すべきだと思うのです。

そこで、ちょっと最後、市長に確認したいと思えますけれども、国の減収補填措置の改正時期や期間に合わせるために、省令改正の時期の関係で専決処分せざるを得ないということであれば分かりますが、専決処分する根拠がなくなるのに、3月定例会で提案をせず、期間が切れるので専決処分により期限を撤廃しますよというのは適切な事務処理とお考えなのでしょうか。

昨年来、こういう事務処理として異議があるケースが続いていると思えます。こういうことが続くことにより、議会と執行機関の信頼関係を損ねかねないと思えますが、答弁をお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 繰り返しの説明になりますけれども、当初、省令が正式に決まってということで答弁させていただいたところをございます。失効を避けるために期限なしということで、省令の改正を待ってということで、そういうことで理解をしていただきたいというお話をしたところをございます。

いずれにいたしましても、慎重にこういった条例改正につきましては取扱いをしなければならないということで、今議員の御指摘があったことについて精査しながら対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、
討論を終わります。

これより、報告第7号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第7号は、報告のとおり承認されました。

報 告 第 8 号

○議長（本田加津子君） 日程第7 報告第8号専決処分の承認を求めることについてを議題
といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

専決処分の承認について御報告いたします。

報告第8号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項
の規定により、これを報告し承認を求めらるるものでございます。

専決処分の理由は、歌志内市公共施設等整備基金条例第2条の規定に基づき、公共施設等整
備基金の積立てを増額することにいたしました。このため、予算補正を要することになりました
が、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められる
ので、別記のとおり専決処分する。

1、令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第12号）。

次ページをお開き願います。

令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第12号）。

令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,237万2,000円を追加し、歳入
歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ47億6,388万1,000円とする。

第2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開
き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、24節積立金1億5,000万円の増額補

正は、特別交付税の増額補正分と決算見込みを勘案し、公共施設等整備基金に積み立てるもの
でございます。

これに伴い、公共施設等整備基金の令和5年度末の現在高見込み額は25億4,192万4,
457円となります。

次に、15款1項1目とも予備費5,762万8,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調
整によるものでございます。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページにお戻
り願います。

10款1項1目1節とも地方交付税9,237万2,000円の増額補正は、特別交付税の増
で、前年度に比べ2,754万8,000円、3.7%減となる7億2,237万2,000円の
交付決定があったことから、当初予算6億3,000万円に追加するものでございます。

以上で、報告第8号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろし
くお願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、
討論を終わります。

これより、報告第8号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第8号は、報告のとおり承認されました。

議 案 第 2 3 号

○議長（本田加津子君） 日程第8 議案第23号令和6年度歌志内市一般会計補正予算（第
1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第23号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

議案第23号令和6年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）。

令和6年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額は変更なし。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、2ページをお開
き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料22万円の増額補正並びに2

項徴税费、2目賦課徴収費、12節委託料70万4,000円の増額補正は、本年度の税制改正における定額減税に対応するため、給与システム及び基幹税務システムに改修が必要となったことによるものでございます。

15款1項1目とも予備費92万4,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

以上で、議案第23号の補正予算事項別明細書についての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第23号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長（本田加津子君） 以上で、本日の日程は全て終わりました。

これをもちまして、令和6年歌志内市議会第2回臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午前10時47分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 本 田 加 津 子

署名議員 山 崎 瑞 紀

署名議員 下 山 則 義